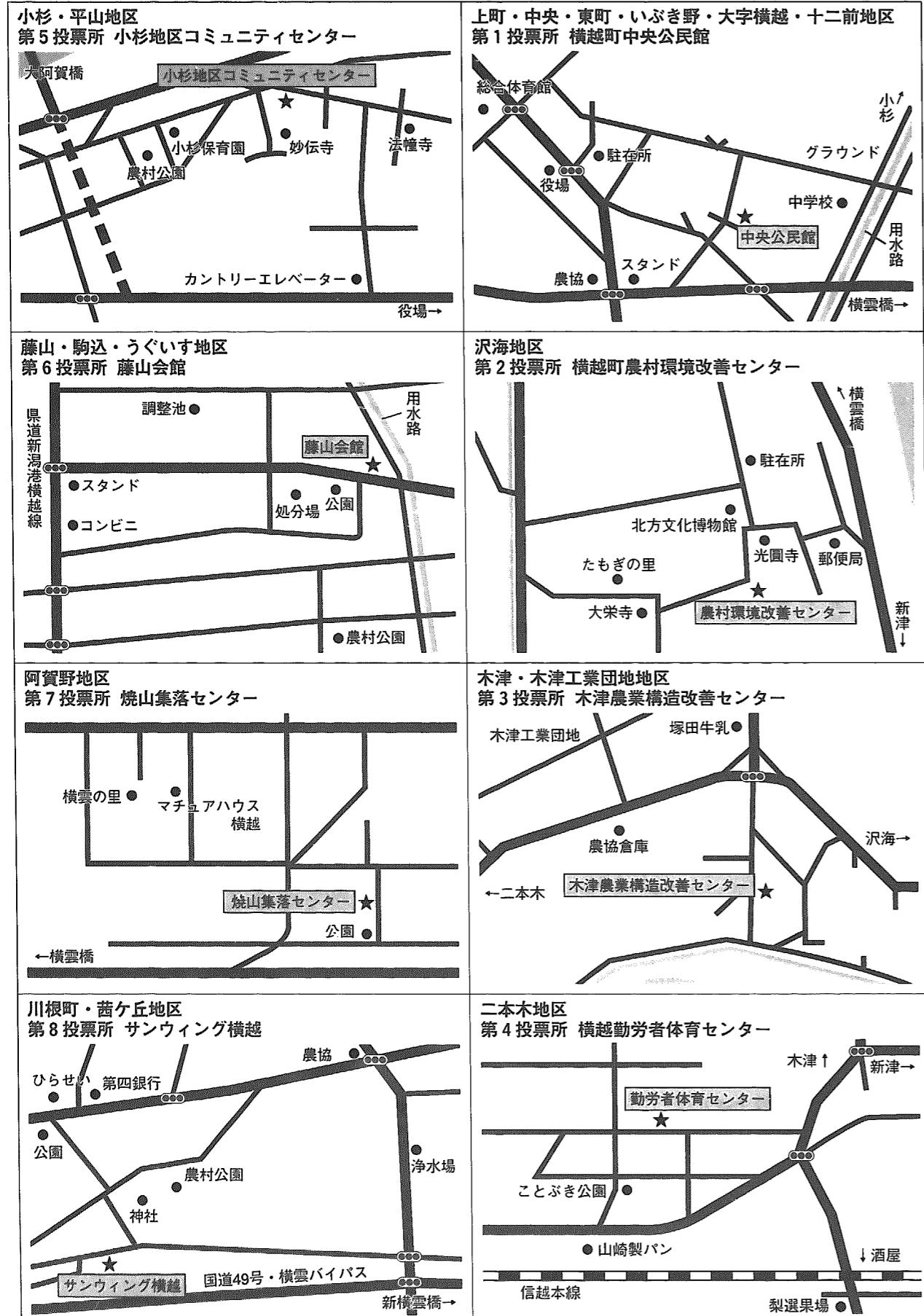


# 投票日当日の横越町内地区別投票所：8か所（午前7時～午後8時）



# 参議院議員通常選挙

投票日は7月11日(日)、投票所は町内8か所

期日前投票は7月10日(土)まで、投票所は役場2階

## 投票できる人

次の年齢及び住居要件を満たす人は、名簿に登録され、投票することができます。

### ◆年齢要件

日本国籍で満20歳以上の人

### ◆住居要件

平成16年3月23日以前に横越町に住民登録された人。

平成16年3月24日以降に横越町へ転入した人は、転入前の市町村で投票できます。

ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合のみとなります。

## 投票方法と投票順序

参議院議員選挙には、2つの投票があります。投票方法における気をつけてください。

### ①新潟県選出議員選挙

候補者名または政党名を書いて投票する。

### ②比例代表選出議員選挙

(薄い黄色の投票用紙)  
候補者名または政党名を書いて投票する。



## 選挙期日前の投票手続きが大幅に簡単にになりました

### 期日前投票制度

◆期間	6月25日(金)	7月10日(土)	◆時間	午前8時30分	午後8時
場所	横越町役場	中会議室	横越町役場	2階	2階

従来の不在者投票では、投票用紙へ記載後、内封筒と外封筒に入れて署名し、投票管理者へ提出していました。

今回から

期日前投票では、投票用紙へ記載した後、投票用紙を直接投票箱へ入れます。

身体に重度の障害のある人などは、自宅で投票する「郵便等による不在者投票」があります。この制度により投票する人は、あらかじめ選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて「郵便等投票証明書」の請求をして下さい。（右図参照）「郵便等による不在者投票」の投票用紙の請求期限は7月7日の午前です。

詳しくは、横越町選挙管理委員会事務局（役場総務課内）へお問い合わせください。  
TEL 0385-2111  
投票になります。病院等で投票することができます。病院等に入院している人は、病院等で投票することになります。病院長等に申し出て下さい。期日前投票ではなく、不在者は

## 郵便等によって不在者投票ができる人

次のいずれかに該当する人で、あらかじめ選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている人です。

### ①身体障害者手帳に次のいずれかの障害が記載されている人

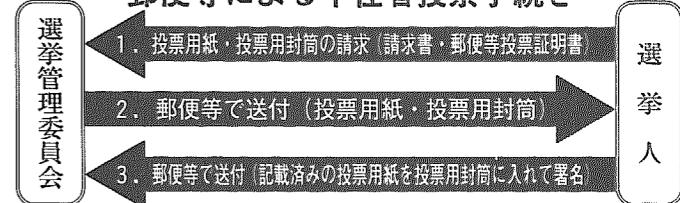
- 両下肢、体幹、移動機能の障害 1級・2級
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1級・3級
- 免疫の障害 1級～3級

### ②戦傷病者手帳に次のいずれかの障害が記載されている人

- 両下肢、体幹の障害 特別項症～第2項症
- 内臓機能の障害 特別項症～第3項症

### ③介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

## 郵便等による不在者投票手続き



すでに配布しました選挙啓発チラシもご覧ください。